

平成27年度 ふるさとオーナー受入モデル地区体験交流活動支援事業 募集要領

第1 総則

平成27年度ふるさとオーナー受入モデル地区体験交流活動支援事業の募集については、この要領に定めるところによる。

第2 趣旨

中山間地域等の農地等の保全・活用を図るとともに、地域住民と地域を応援する支援者との体験交流活動を通して地域の活性化を図る取り組みを実施するため、主体的な活動を行う団体（以下、「実践団体」という。）を募集する。

第3 事業内容

- 1 実践団体は、県の委託を受け、農作業体験や食や伝統芸能等を通じた農村体験など、地域資源を活かした体験プログラムを構築するとともに、こうした活動を通じて地域の情報発信等を行う。
- 2 実践団体に対する委託料の上限は100千円とし、対象となる経費は別紙1のとおりとする。

第4 事業対象者

事業に応募できる者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる要件を満たす団体等とする。

- 1 過年度において「ふるさとオーナー受入モデル事業」を実施した団体、又は同等の取り組みを行っていると見込まれる地域住民組織、農業者で組織する団体・法人、民間企業、NPO法人及び、これら2以上の団体等で構成する組織とし、個人の応募は除くものとする。
- 2 第3の1に掲げる事業に取り組み、次年度以降も実施することが確実と見込まれる団体等。

第5 募集件数

予算の範囲内とし、8件程度とする。

第6 応募資格

応募者は、次に掲げる全てを遂行できる団体等とする。

- 1 事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、次の事項を定めた規約等が整備されていること。
 - (1) 団体等の構成員、事務局、代表者の定め
 - (2) 団体等の意思決定方法
 - (3) 団体等の事務処理の方法
- 2 中山間地域等において農地を活用した活動地域を有すること。
- 3 会計経理を適正に処理できること。

第7 応募方法

- 1 事業への応募は、在住の市町村を経由することとし、応募者は、平成27年3月23日までに郵送または持参等の方法により、次の応募書類を市町村担当課に提出するものとする。
 - (1) ふるさとオーナー受入モデル地区体験交流活動支援事業応募書（様式第1号）
 - (2) その他、必要と認められる資料（応募団体の規約、構成、及び概要など）

- 2 前項の書類を受理した市町村は、応募書類に意見書（様式第2号）を添えて、平成27年3月27日までに関係地域振興局農林部農村整備課へ正副2部を提出するものとする。

第8 実践団体の選定方法等

1 実践団体の選定方法

農林水産部長は、この応募要領のほか、ふるさと秋田応援オーナー促進事業実施要領に基づき、第7の応募書類を審査し、予算の範囲内で実践団体を選定するものとする。

2 選定結果の通知

農林水産部長は、前項の選定結果を応募者及び関係市町村へ通知するものとする。

第9 実践団体の責務等

1 委託業務の推進

実践団体は、地域住民等との役割分担のもと、委託業務を推進しなければならない。

2 知的財産権の帰属等

実践団体は、本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）を出願若しくは取得、又は実施権を設定した場合、農林水産部長に報告しなければならない。

3 事業成果等の活用と報告

- (1) 実践団体は、本事業により得られた成果（事業の取組状況、事業効果、課題の整理や解決方策の検討等）について、関係機関と連携のうえ検証しなければならない。

なお、成果の結果はモデル事例として県内外へ紹介、普及に活用することがある。

- (2) 農林水産部長は、実践団体に対し、成果の検証上必要となる資料の提出や活動状況の報告を求める場合がある。

4 その他

前項に掲げる事項のほか、実践団体は、実践活動の内容により必要な責務等が発生する場合がある。

附 則 本要領は平成27年3月12日から施行する。